

免除の対象となる所得の目安

世帯構成	全額免除(若年者納付猶予)	4分の3免除	半額免除(学生納付特例)	4分の1免除
4人世帯 (夫婦と16歳未満の子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦2人)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

保険料免除等と年金給付の関係

	納付	全額免除	一部納付	若年者納付猶予 学生納付猶予特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入 されるか?)	○ (されます)	○ (されます)	△ (されます*)	○ (されます)	× (されません)
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間に 算入されるか?	○ (されます)	△ (されます*)	○ (されます)	× (されません)
	年金額に反映さ れるか?	○ (されます)	△ (されます*) 2分の1(国庫負 担分)が反映され ます	× されません	× (されません)
			4分の3免除→ 8分の5反映 半額免除 → 4分の3反映 4分の1免除→ 8分の7反映		

*減額された保険料を納付した場合。納付しないと未納と同じになり、受給資格・年金額ともに反映されません。

▼将来受け取る年金額を増額するために、免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間については、10年以内(平成23年4月分は平成33年4月まで)であればさかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

▼ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算金が上乗せされます。

平成23年度の保険料・年金額です

【国民年金保険料】

月額 15,020円

(毎月の保険料の納付期限は翌月末日)

【年金額】

老齢基礎年金(年額) 満額 788,900円

障害基礎年金(年額)

1級 986,100円 2級 788,900円



ネッキー

■国民年金に関する問い合わせ
町民課 戸籍年金係 (☎85-6129)

平成23年度

『移動年金相談日』のごあんない

〈相談日〉

6月22日(水)	11月24日(木)
7月27日(水)	12月28日(水)
8月24日(水)	H24 1月25日(水)
9月28日(水)	2月22日(水)
10月26日(水)	3月28日(水)

●受付時間 午前9時30分～11時30分

午後1時～1時30分

●開始時刻 午前10時～、午後1時～

●会 場 中央公民館文化実習室(1階)

※6月と2月は第1・2研修室(2階)で行います。

※会場は都合により館内別室になる場合があります。

ロビーの案内板をご確認ください。

●相談内容 国民年金及び厚生年金に関すること

■主 催 日本年金機構 米沢年金事務所

(☎0238-22-4220)